

令和元年 6 月（令和元年度第 3 回）  
肝 付 町 農 業 委 員 会 定 例 総 会

1. 日 時 令和元年 6 月 25 日(火曜日) 午前 10 時 00 分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員（14 名）12 番欠番

委 員	1 番	坂 口 利 邦
委 員	2 番	内 倉 孝 子
委 員	3 番	富 永 浩 二
委 員	4 番	白 田 利 秋
委 員	5 番	中 嶋 睦 巳
委 員	6 番	中 村 重 治
委 員	7 番	上 岡 ヒトミ
委 員	8 番	永 野 易 美
委 員	9 番	大 窪 輝 則
委 員	10 番	藤 井 勇 次
委 員	13 番	冷 水 正 行
委 員	14 番	吉 永 良 行
委 員	15 番	福 園 幸 雄
会 長	16 番	鶴 岡 和 喜

4. 欠席委員 11 番 福 田 智 浩

5. 議事録署名委員 15 番 福 園 幸 雄 ・ 1 番 坂 口 利 邦

6. 議 題 議案第 10 号 農地法第 3 条許可申請の件について  
議案第 11 号 農地法第 5 条許可申請の件について  
議案第 12 号 農業振興地域整備計画変更の件について  
議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について  
2 あっせん委員の選任について  
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 有田 稔 事務局次長 一松敬一 係長 有留幸弘

10. 農地利用最適化推進委員 14 名出席（丸山委員、上名主委員欠席）

11. — 閉会 —

12. 農地利用最適化推進会議

・ 農地利用の最適化の推進活動のアンケート調査を基にした、縮小希望農家の再訪問活動について説明

### 第3回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和元年度肝付町農業委員会第3回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は15名中14名です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の皆様にも出席依頼をし、16名中14名の方が出席です。総会終了後に、農地利用最適化推進の会議を行いますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、15番の福園幸雄委員と1番の坂口利邦委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第10号から議案第13号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>また会終了後には、農地利用最適化推進の会議がありますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。6月20日に農業会議の巡回訪問がありましたが、農業者年金の新規加入の推進と農業委員会系統情報誌の農業新聞の新規購読推進についてお願いがありましたので、引き続き推進活動にもご協力ください。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第10号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第10号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は4件です。全て所有権移転で、売買が2件、贈与が2件となっています。</p> <p>売買の2件は、田が6筆で10,468平方メートル、畑が2筆で907平方メートルです。贈与の2件は、田が5筆で6,352平方メートル、畑が7筆で8,332平方メートルであります。</p> <p>整理番号1番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外6筆で、田が5筆計8,002平方メートル、畑が2筆計907平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏外1から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が北方字〇〇 〇〇〇番外2筆で、田が2筆で2,357平方メー</p>

	<p>トル、畑が1筆で544平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番外8筆で、田が3筆で3,995平方メートル、畑が6筆で7,788平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が野崎字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆で2,466平方メートルです。</p> <p>以上、4件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1番から4番まで4件の申請です。お目通し下さい。</p> <p>それでは、4件の申請について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第10号農地法第3条許可申請の件、4件の申請については申請どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第11号農地法第5条許可申請の件「5-1-7」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-1-7」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、〇〇県〇〇市大字〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇住宅〇、〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇 〇〇〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇、畑で295平方メートルとなっております。</p> <p>転用目的が一般住宅と駐車場にしたいということで、現在借家住まいのため、妻の実家がある肝付町の申請地に持ち家を建築し、永住したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分は第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会を過ぎて〇〇方面へ向かいますと、〇〇さんがありますが、その手前向かい側の分譲地内に申請地があります。</p> <p>配置図については、北側に居宅を配置し、手前側に駐車場を整備して、合併浄化槽の排水については、西側の公衆用道路内にある側溝に流すように計画されています。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-7」について、2人の委員が現地調査をされておりますが、福田委員が欠席されておりますので、永野委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>
永野委員	<p>8番、永野です。「5-1-7」の現地調査の報告をいたします。申請地は先ほどありましたように、〇〇の〇〇〇番〇です。6月20日に福田委員それから申請人、申請代理人、事務局と調査を行いました。場所は先ほどありましたように、〇〇振興会の方に向かひまして、〇〇の道路向かいになるところです。4月にもその隣の北側を現地調査をしておりまして、分譲地内にあるところですので。特に排水等を含めて問題は無いかと思われまひます。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦勞さまでした。只今、「5-1-7」について現地調査の報告がありま</p>

議 長	<p>したが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第 11 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-7」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 3 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 11 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-8」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-1-8」と 5 ページの「5-1-10」の 2 件については、同じ申請地内を半分ずつで、今回申請が出ておりますので、まとめて一緒にご説明いたします。</p> <p>「5-1-8」の譲受人が、〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地 〇〇団地〇-〇-〇号、〇〇〇〇さんです。「5-1-10」の方が、譲受人が〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地 〇〇団地〇〇〇号、〇〇〇〇さんです。この二方は姉妹になるということがございます。譲渡人が〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇さんです。申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇の一部、畑で 487 平方メートルのうち 243 平方メートルずつを転用するということです。</p> <p>転用目的が両方とも一般住宅にしたいということで、現在借家住まいのため、申請地に持ち家を建築し、永住したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分が第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇町振興会方面へ向かいますと〇〇公園がありますが、そこを過ぎた信号を右折し、約 230 メートル進むと〇〇がある交差点があります。その交差点を左折して、約 50 メートル進んだところに申請地があります。配置図については、「5-1-8」、「5-1-10」共に両案件とも図のように住宅を配置して、合併浄化槽等の排水は北側の道路側溝に流すように計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、事務局からの説明がありましたように、「5-1-8」と「5-1-10」は譲渡人が同じ人で、譲受人は姉妹でございます。関連がありますので、同時に審議してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、異議なしということですので、同時に審議します。2 件の申請についても 2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、中村委員。</p>
中村委員	<p>6 番、中村です。「5-1-8」と「5-1-10」を一緒に説明させていただきます。6 月 20 日に事務局、永野委員、そして当事者の立ち会いのもと現地を見ました。場所は事務局から只今説明がありましたとおり、〇〇町にコンビニの〇〇があります。そこの西の方に小さな道路が入っていますが、そこを入れて 50 メートルから 100 メートル行ったところに申請地があります。周囲は住宅が立ち並んでおり、申請地は道路より一段高くなっております。また道路には大きな側溝も整備されており、排水等についてもなんら問題はないと思われまます。皆様のご審議をよろ</p>

中村委員	しくお願いします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-1-8」と「5-1-10」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	「異議なしとの声あり」
議 長	はい、それでは異議なしということですので、議案第 11 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-8」と「5-1-10」については、許可相当との意見を付して県に到達することに決定しました。 つづきまして 4 ページをお開きください。 つぎに、議案第 11 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-9」について、事務局に説明をお願いします。
事務局	農地法第 5 条許可申請の件「5-1-9」についてご説明いたします。 譲受人が、〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇-〇〇号、〇〇〇〇さんです。申請地が宮下字〇〇〇〇番〇、畑で 469 平方メートルです。 転用目的が資材置場にしたいということで、申請地は周辺を住宅に囲まれ、農業を行うのに効率が悪いいため、資材置場として利用したいということで申請が出ております。 農地の区分が第 2 種農地のその他の農地に該当いたします。場所につきましては、役場から〇〇方面へ向かいますと、高山〇〇がありますが、そこから約 100 メートル進んだところを右折し、さらに約 50 メートル進んだところに申請地があります。配置図については、譲受人が鉄工業を営んでいることから、鉄骨製品の置場として利用し、搬出入用の通路も設け、隣接地との境界には CB と図に書いてありますけれども、ブロックで囲んで隣接地に土砂等が流れないように配慮されており、雨水等の表面水については、西側に側溝を設けて、南側の道路側溝に流れるように計画されています。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	はい、「5-1-9」の申請についても 2 人の委員が現地調査をされております。福田委員が欠席のため、永野委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。
永野委員	8 番、永野です。「5-1-9」の現地調査の報告をいたします。申請地は先ほどありましたように、〇〇の〇〇 〇〇〇番〇の畑で 469 平方メートルです。6 月 20 日に福田委員、私、申請代理人、事務局と現地調査を行いました。場所は先ほどありましたように、役場から〇〇に向かいますと、高山〇〇を通り、少し行ったところに旧道がありますが、旧道を約 50 メートル進んだところの右側が申請地になります。現況はいま荒れた状態になっております。周囲はブロックを積むということで、排水については西側にトラフを敷設しまして前面道路の側溝を利用するという事です。特に周囲に影響を及ぼすようなこともないと思われまます。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-1-9」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	「異議なしとの声あり」

議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第 11 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-9」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 6 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 12 号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-2」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 12 号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-2」についてご説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町後田〇〇〇番地、社会福祉法人〇〇 理事長 〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番の一部、畑で 2,808 平方メートルのうち 1,000 平方メートルとなっています。用途につきましては、畜舎と牧草置場にしたいということで、就労事業として、生産牛の育成を拡大するため、畜舎を建築したいということで申請が出ております。農地の区分は用途区分変更後が、農用地利用計画指定用途に該当致します。場所につきましては、〇〇ロードを〇〇方面へ向かいますと〇〇がありますが、その敷地の北側に隣接する畑が申請地になります。配置図については、申請地の南側を 1,000 平方メートル分筆して、西側に 15 頭が入るぐらいの牛舎を建築し、残りについては牧草置場にするという事です。牛舎内の糞尿は外に流れないように配慮し、雨水等の排水は、既設の牛舎の排水と接続し、西側の道路側溝へ流す計画になっています。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>はい、「変-1-2」の申請についても 2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>8 番、永野です。「変-1-2」の現地調査の報告をいたします。申請地は後田の〇〇〇番の一部です。6 月 20 日に大窪委員と私、申請人、事務局と現地調査を行いました。場所は先ほどありましたように、役場から県道岸良高山線を川上方面に向かいますと、大脇の坂を少し上がったところに〇〇道路との交差点がありますが、そこを右折しまして、グリーン道路を吾平方面に向かい、約 3 キロメートル行きますと新樹学園がありますが、その筋を右折しまして、100 メートルぐらい行ったところです。現況は畑で、現在隣接地に牛舎があり、12 頭が飼育されております。そのすぐ横に 15 頭の生産牛を飼育する畜舎を建てたいということで申請されております。牛舎内の糞尿はノコクズを敷き、そこで処理して外部には出さないということでもあります。雨水の排水については、西側の道路に 30 センチの側溝が整備されていますのでそこに流すということです。周囲は申請人の敷地等ですので、特に許可するに問題はないかと思えます。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-1-2」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第 12 号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-2」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p>

議 長	<p>つづきまして7ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第12号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-3」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-3」についてご説明いたします。</p> <p>申請人が〇〇市〇〇町〇〇〇番〇号〇〇ハウス〇号、〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇の一部、畑で973平方メートルのうち572平方メートルとなっています。用途につきましては、農家住宅・倉庫・車庫を造りたいということで、農業後継者として宮下で肉牛を飼育している。申請地に住宅と農業用倉庫と車庫を建築し永住したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分が農振除外後が第2種農地のその他の農地に該当致します。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇方面へ向かいますと〇〇がありますが、その手前を右折しまして、約120メートル進んだところの左側に申請地があります。配置図については、南側に居宅を建築し、その北側に農業用倉庫と車庫を建てるという事で、浄化槽等の排水は、北側の道路側溝に流すように計画されています。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、「変-1-3」の申請についても2人の委員が現地調査をされております。永野委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>
永野委員	<p>8番、永野です。「変-1-3」の現地調査の報告をいたします。申請地は先ほどありましたように、富山〇〇の〇〇〇番〇の一部、畑で572平方メートルです。6月20日に福田委員、私、申請代理人、事務局で現地調査を行いました。場所は先ほどありましたように、〇〇橋を渡ってから1キロメートルぐらい行きますと〇〇がありますけれども、そこの手前を右折して100メートルぐらい行ったところになります。現況は畑で野菜等が作ってありました。道路は若干勾配があり、敷地の方が低くなっていますので盛土をして、雑排水を含めて東側の方に側溝がありますので、そこに排水等は持っていきたいということであります。周辺には家が点在しております。許可するに特に問題は無いかと思われました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-1-3」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第12号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-3」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして8ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和元年6月分について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の6月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区が、田が1件の2筆で1,665平方メートル、畑はありません。高山地区が、田はありませんでした。畑が1件の1筆</p>

	<p>で4,971平方メートルです。合計で、田が1件の2筆で1,665平方メートル、畑が1件の1筆で4,971平方メートル、合計で、2件の3筆で6,636平方メートルとなっています。詳細につきましては次の9ページになります。</p> <p>この2件の1番については、先月総会であっせん申し出があった分で、認定農業者への売買が成立した分となっております。2番につきましては、農地利用集積円滑化団体への売買が成立した分となっております。</p> <p>つづきまして、2番の利用権設定ですが、内之浦地区が新規設定で田が5件の9筆で10,255平方メートル、畑が1件の1筆で500平方メートルで、再設定は田が7件の20筆で20,836平方メートル、畑はありませんでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が20件の51筆で41,425平方メートル、畑が5件の13筆で13,519平方メートルで、再設定が、田が26件の60筆で83,609平方メートル、畑が26件の43筆で65,444平方メートルです。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が58件の140筆で156,125平方メートル、畑が32件の57筆で79,463平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、90件の197筆で235,588平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が10ページ、高山地区が11から15ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、今月は1番の所有権移転が2件、2番の利用権設定が、内之浦地区が13件、高山地区が74件あります。まずは1番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、所有権移転の2件について審議しますが、番号の1番に谷山推進委員の関係する申請があります。谷山推進委員の退席をお願いします。</p> <p>(谷山推進委員退席)</p>
議 長	<p>それでは所有権移転の1番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、所有権移転の1番については申請どおり許可することに決定しました。(谷山推進委員：入室・着席)</p> <p>つづきまして、所有権移転の2番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしということですので、2番の所有権移転については、申請どおり許可することに決定しました。所有権移転分を終わります。</p> <p>つづきまして、2番の利用権設定に移ります。内之浦地区が10ページ、高山地区が11ページから15ページになります。まずはお目通しのほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、内之浦地区の13件の申請分から審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>

議 長	<p>異議なしとのことですので内之浦地区の 13 件については、全て申請どおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、高山地区の 74 件の申請分を審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、高山地区の 74 件申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>以上で議案第 13 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の件を終わります。議案については以上で終了しました。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 3 番まであります。16 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」8 件あります。解約理由は、借り手の都合並びに所有権移転等によるもので、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは合意解約の件について、ご意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約については、報告のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、17 ページをお開きください。報告・協議の 2 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 3 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。まずは「あ-1-8」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-1-8」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外 3 筆、地目・面積は、田が 4 筆計、1,731 平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇ロードと〇〇小・中に向かう旧県道との交差点から南へ 200 メートル行った所を左折いたします。50 メートルほど行った所の両側に 3448-1 と 5272-2 となっております。また、ここから西へ 400 メートルほど行った所から北に 100 メートルのところ、3521-1、3526-1 となります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-8」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-9」について事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>「あ-1-9」について説明いたします。</p> <p>申出人が ○○市○○町○○○-○ ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町後田字○○ ○○○番で、地目・面積は田が 922 平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については 10 アールあたり 10,000 円で、貸付期間は 3 年からで長ければ長いほどよいということです。</p> <p>場所につきましては、○○振興会から○○へ向かう途中の橋から 200 メートルの所を右折いたします。80 メートル行った所の右側になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-1-9」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と大窪委員をお願いいたします。</p>
議長	<p>次に 18 ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-1-10」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-1-10」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町前田○○○番地 ○○○○さんです。</p> <p>申出希望地は、肝付町後田字○○ ○○○番、地目・面積は畑が 1 筆で 1,467 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は、譲渡希望で希望価格は周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、後田に○○と○○がございますが、この交差点から北へ 300 メートルほど行った所を左折しまして 50 メートル行った所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-1-10」のあっせん委員を、地区委員の永野委員と藤井委員をお願いいたします。</p> <p>以上であっせん申出に係る 3 件の、あっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、19 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、19 ページから 21 ページです。あっせん申出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望分をそれぞれ載せております。</p> <p>成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては、以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、この適正化あっせんの積み残しの分について質問はありませんでしょうか。 はい、冷水委員。</p>
冷水委員	<p>13 番冷水です。21 ページ譲受希望の 26 年度申し込み 11 番ですが、○○○○さん。この方は○○県の方なんです、○○の方に非常に魅力を感じられて、海はある、浜はある、キャンプ場はあるということで、自然に恵まれたところで、○○県からここを目指して来られたのですが、何年か前に船を買われてレジャー用だったと思いますけれども、○○の漁船と衝突事故をされまして、その衝突事故で保障問題がこじれたようで、それがきっかけだったのか嫌気が差したということで、現在○○に帰っていらっしゃるのですが、当時、○○の振興会長と私と○</p>

冷水委員	○さんと相当荒れ地のところまで、実際回って見て回ったことがあったものですか、振興会長さんに池田さんの気持ちがどうなのか聞いてみたところ、また内之浦へ行くことも考えてみたいということであったようですので、このままでしばらく保留とさせていただきます。
議 長	はい、分かりました。他にありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	ないようですので、つづきましてその他に移ります。 何かございませんか。 はい、坂口委員。
坂口委員 坂口委員	1番、坂口です。皆さんに情報をお伝えしたい件がありますので、少しお時間をください。近年、町内の一部の水田に「オオバナミズキンバイ」という黄色い花を咲かせる水草が見受けられるようになっていきます。この「オオバナミズキンバイ」は、非常に繁殖力が高い水草で、水稻の収穫時や作付けなどへの影響が懸念されるため、拡大を防ぐことをお願いしていきたいということでもあります。 この情報については、すでに農政担当課へは話をし、広報してもらおうなっていますが、担当課も分布を調査中ですので、委員の皆様も気づかれた場合は農政担当課へご連絡をして頂きたいと思っております。（資料により説明）
議 長	他にありませんか。 はい、事務局。
事務局	事務局からですが、この後、総会終了後、農地利用の最適化に係る推進会議を開催します。会議資料につきましては、お手元に配布しておりますので、それにより行いますのでよろしくお願い致します。以上です。
議 長	他にありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	それでは、無いようですので、次回の農業委員会定例総会は、7月25日(木曜日)の予定としておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは以上で、6月の定例総会を閉会いたします。

<午前11時35分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和元年6月25日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 福園 幸雄

委 員 坂口 利邦